

# 令和元年第11回白河市農業委員会総会議事録

## 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年11月29日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

## 2. 会議構成人員(38名)

### 出席農業委員(19名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

### 欠席農業委員(なし)

### 出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	邊見敏文	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	高久亨	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

### 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

鈴木實	委員	穂積正	委員
-----	----	-----	----

円 谷 隆 男 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 別段面積の設定について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之

## ◎開 会

事務局長 ご案内のお時間より少し早いんですが、おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

委員各位には、今般の台風による稲わらの調査及び農地の被害箇所の確認調査につきまして、大変お世話になりました。ご確認いただきました図面や写真は所管課である市農政課及び農林整備課へ報告させていただくとともに、今後の復旧のための貴重な基礎資料として活用させていただきますとの話がございました。ご協力いただきました委員各位には改めて御礼申し上げますとともに、心より感謝申し上げます。

それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が2件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が2件、加えて、先月総会で報告申し上げご検討を依頼しておりました白河市空き家に付属した農地の別段面積の取扱基準について、運営委員会を開催し整理ができましたので、議案を追加し、合わせて9件のご審議をいただきます。

なお、本日は議案審議終了後に令和2年の農作業労賃について各地域に分かれていただき協議・決定いただくこととしておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、会議にお集まりいただきありがとうございます。

本日の議案については9件が提出されております。

先般の台風被害、水害被害に関しましての調査、ご苦労さまでした。これらを経て、先日、地元選出国會議員の陳情に行ってまいりました。稲わら関係、それから岸壁の修復、来年度の作付に間に合うようにということで要請してまいりました。ただ、与党、野党の国會議員の中には、現実を見たときに、温度差が少し見られたような発言もありましたが、それぞれの立場と思って聞いてまいりました。今後も皆様にはいろんな面で目を光らせていただきたいと思っております。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、会議を始めます。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、15番、塩田一也委員、16番、秋元幸一委員の兩名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

鈴木實推進委員、穂積正推進委員、円谷隆男推進委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年11月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦主事) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、11月14日に鈴木俊信農業委員と現地調査を行いました。また、譲受人にお会いし、確認しました。今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声がありましたので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 表郷社地区担当の推進委員の和知です。

今回の申請につきまして、譲渡人、譲受人と連絡をとったところ、立ち会いを代理人に任せているということでしたので、申請内容についてその場で確認し、間違いのないことでした。後日、11月20日、根本一郎委員と代理人に会いまして、申請内容について確認しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年11月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫地区、大戸文治です。

11月18日、秋元委員、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請内容に間違いのないと思われまますので、皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年11月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませ

んが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷（昭）委員 五箇担当の深谷昭です。

11月18日10時より、有賀委員さんと現地で調査いたしました。譲渡人の代理人である行政書士、土地造成に関する設計士がいらっしゃいました。譲受人から白河工場課長がいらっしゃいまして、現地でそれぞれお会いしお聞きしました。申請書の内容どおりということですので、皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、17ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫地区、大戸文治です。

この件に関しても、11月18日、秋元委員、譲渡人、譲受人の4人で現地調査を行いました。

申請内容に間違いはないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、22ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

意見委員 大沼地区担当の推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、去る11月16日、鈴木俊信農業委員と現地調査を行いました。また、同じ日に譲渡人、譲受人お二人に現地でお会いし、申請を確認しました。お二人とも申請内容に間違いがないということでした。今回の転用による周辺農地の影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

27ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年11月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明させます。

事務局（渡部副主査） それでは、29ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る11月11日に関辺・旗宿地区担当委員の熊崎委員、緑川委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第5号

会 長 次に、議案を追加し、議案第5号 別段面積の設定についてを審議いたします。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

議席に配付しております別紙をごらんください。

議案第5号 別段面積の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定において別段面積を設定するため、準用する農地法施行規則第17条第2項の規定により審議するものとする。  
令和元年11月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 (三浦主事) 白河市空き家に付属した農地の別段面積の設定についてご説明いたします。

内容につきましては前回ご説明させていただいたものから大きな変更はありませんので、今回、議案としての説明をさせていただきます。

別紙1枚目裏面をごらんください。

白河市空き家に付属した農地の別段面積の設定について、白河市農業委員会が定める農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積は下記のとおりとする。

区域は白河市内全域で、白河市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地として白河市農業委員会の指定を受け、空き家の権利取得と合わせて取得される農地。面積は0.01アール。

なお、本日の総会で決議いただいた場合、施行は12月1日からの予定です。

以上です。

会 長 この案件につきましては運営委員会を行い検討しておりますので、運営委員会を代表し、齋藤茂委員より意見を求めます。

齋藤委員 14番の齋藤です。

別段面積の設定につきましては、去る11月22日に運営委員会を開催し協議を行いました。担当者からは、農地付空き家の制度や業務の流れ、別段面積の取扱基準案、県内の実績等の概要説明を受けました。協議の結果、運営委員会としては、遊休農地の発生防止、新規就農者の受け入れ促進につながることから取り組むことを承認し、また下限面積についても妥当であると判断し同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、前回の総会におきまして検討をお願いしておりました令和2年の農作業労賃につきまして、これから各地区に分かれていただきまして協議・決定をお願いいたします。その際、お手元にお配りしております今年の地区別の標準農作業労賃・料金表をご参考願います。

なお、各地区別に席を設けますので、暫時お時間を頂戴いたします。皆さんはその間、廊下やホールでお待ちいただきたいと思います。準備が整いましたらお呼び申し上げます。

また、協議いただく時間は20分程度を目安にお願い申し上げます。決定いたしましたら順

次休憩いただき、全部の地区が終了しましたら席を元に戻しますので、議席にお戻り願います。会議再開後に各地区代表委員より報告をお願い申し上げます。

会 長 それでは、ただいま2時30分でございますので、20分後、2時50分を報告開始の目安といたしますが、各地区の審議が早く終了した場合は早く会議を再開いたします。決まった地区の代表者は事務局に報告願います。

それでは、準備完了後、各地区に分かれて協議願います。

(各地区で審議)

会 長 それでは、会議を再開します。

各地区代表委員より、協議いただいた結果を報告願います。

最初に、白河地区代表、有賀委員より報告をお願いいたします。

有賀委員 報告します。

白河地区で協議した結果なんですけれども、労賃につきましては、白河、東、大信、表郷ある中で、大信地区の7,500円と同額で設定いたしました。というのは、実際に8,000円出しても来てくれない、1万円出さないと来ないという話がありますけれども、最低限として7,500円は支払うということで労賃は決定いたしました。

それにあわせて、農作業でいろいろ意見がありまして、消費税3%から5%、5%から8%になったわけですが、それに関しては上げていなかったということで、いろんな話は出たんですけれども、よその地区も令和2年度も税込みで今までどおりというような話の内容がありましたので、この分については従前どおりの価格で決定いたしましたので、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、表郷地区代表、根本委員より報告をお願いいたします。

根本委員 報告いたします。

協議の結果、消費税が上がったわけではありますが、現状維持でいいということで決定いたしましたので、よろしく願います。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、大信地区代表、北野委員より報告をお願いします。

北野委員 大信地区は、協議の結果、前年度と同じということになりました。よろしく願います。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、東地区代表、富永委員より報告をお願いいたします。

富永委員 東地区の報告をいたします。

東地区は、昨年度、従来どおりということでありまして、ただ1点、あぜぬりだけ、40円を45円ということで決まりましたので、よろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。

では、各地区代表より報告がありましたが、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、令和2年農作業賃金について、報告内容のとおり決定いたします。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局からお願いします。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず、お手元に来年の農業委員会手帳を配付させていただきました。今お使いの今年の手帳から、この新しい手帳へ身分証明書の入れかえをお願いいたします。

次に、同じくお手元に令和2年の総会等の予定表をお配りしております。日程、会場のご確認をお願いいたします。なお、来年も、本庁舎の改修工事の影響で、総会はこちら、サンフレッシュ白河での開催となります。

次は、3カ月単位でご提出いただいております委員活動記録簿でございますが、次回の提出が来月12月総会受付時の提出となります。今般の稲わら調査等の活動は農地パトロールと同じ欄に記載いただくようになりますので、調査協力されました委員さんにつきましては、忘れずに記入いただきご提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次は、同じくお手元に農業者年金の加入推進用の資料をお配りしました。県農業会議より加入推進活動の折りにお使い願いたいとの趣旨で送付がありましたので、委員各位の地元での推進活動の際にご活用願います。

次に、執務室の移転案内です。現在、表郷庁舎敷地内の保健センターで執務を行っておりますが、来週より表郷庁舎2階の執務室へ戻ることとなります。今後は、令和3年3月末まで表郷庁舎で執務する予定となっております。

次は、農業委員会の先進地等の視察研修を来年度に予定しております。研修は、1泊2日を基本に、委員任期3カ年中の2年目に実施しております。そのため、1年目の積み立てと

して、1万円を12月総会の受付時にお預かりすることとしております。委員各位には総会の案内通知でお知らせいたしますので、ご協力願います。

最後になります。次回総会は12月25日水曜日午後2時から、こちらサンフレッシュ白河での開催となります。

連絡事項は以上になります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これもちまして、令和元年第11回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時02分)